

# 通勤時の交通事故が増加しています！

通勤時の自転車・バイクの事故防止に関する注意喚起をお願いします

茨木労働基準監督署に提出される通勤災害の発生状況の特徴は、

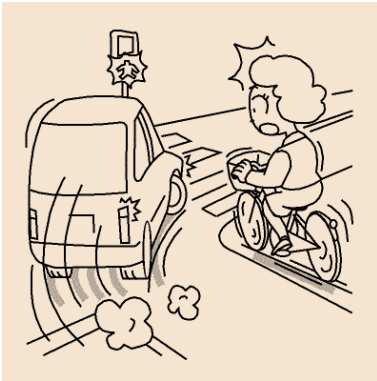
- ・ 自転車、バイクによる災害が大半を占めています。
- ・ 自転車の場合、事故の相手方も自転車であるケースが最も多くなっています。
- ・ バイクの場合、事故の相手方は四輪車であるケースが最も多くなっています。

自転車、バイクともに運転者は、**交通法規を遵守し、標識の表示に従って走行**することは当然ですが、**周囲の状況に配慮した無理のない走行**を心がけることも大切です。

**通勤や業務で自転車、バイクを使用する労働者の皆様とKY活動（危険予知活動）を実施し、危険への感受性を高めましょう**

以下のヒヤリ・ハット事例から事故防止のために必要な対策を考えてみましょう。

(厚生労働省「職場のあんぜんサイト」から)



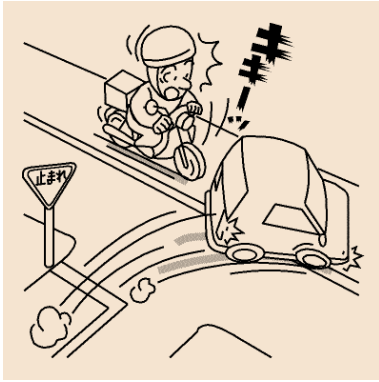
## 【事例1】

自転車で右側歩道を走行し、青信号で横断歩道を渡っているとき、左側車線後方から来て右折した車両にはねられそうになった。



## 【事例2】

駐車中の車と車の間から道路を横断しようとしたところ、走行してきた自転車と衝突しそうになった。



### 【事例 3】

T字交差点を直進して通過しようとしたとき、一時停止の路地から勢いよく出てきた車の後部に衝突しそうになった。



### 【事例 4】

三叉路交差点で前方の信号が青であったのでそのまま進入し、右折しようとしたところ、右側道路から信号を見落として進入し、右折しようとした乗用車と衝突しそうになった。



### 【事例 5】

交差点で、前方を走行するトラックの陰の対向車線から前方をよく確認しないで右折しようとした乗用車と衝突しそうになった。



### 【事例 6】

前方を走行していたバイクの右横を通過して追い抜こうとしたところ、前方のバイクが突然右に曲がったので、衝突しそうになった。

ご不明の点は以下の担当までお問い合わせください。

◎交通労働災害対策、KY活動については・・・

茨木労働基準監督署（安全衛生）Tel 072-604-5309

◎通勤災害（第三者行為災害を含む）に関する労災補償については・・・

茨木労働基準監督署（労災） Tel 072-604-5310

※交通事故等、労災保険給付の原因である災害が、第三者の行為により生じた場合を「第三者行為災害」と呼び、保険給付を受けるにあたり、労災保険給付請求書に加えて一定の書類の提出が必要となります。